平成２５年（フ）第５１９号
神戸市垂水区塩屋町３丁目25番６―304号
債務者　橋本　成仁
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４１号
神戸市垂水区青山台５丁目６番３―222号
債務者　繁田　晶子（旧姓村田・宇野）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７７号
神戸市北区鹿の子台北町４丁目14番２―203号、従前の住所神戸市北区鹿の子台南町４丁目39番５－１号
債務者　木元こずえ
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜671番地48　小夜団地Ｄ－４号
債務者　小湊　鐵雄
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜671番地48　小夜団地Ｄ－４号
債務者　小湊　敏子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
青森県五所川原市大字姥萢字船橋20番地４
債務者　中野　栄里（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
和歌山県橋本市賢堂305番地の10
債務者　内野　英子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７７号
和歌山市松島249番地の10
債務者　石垣　貴紀（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８９号
和歌山市野崎204番地の２　和久マンション27号
債務者　宮井美津代
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５号
青森県八戸市諏訪２丁目18番22号　分枝住宅６号室
債務者　中奥　圭一
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
青森県八戸市諏訪２丁目18番22号　分枝住宅６号室
債務者　中奥志津子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
青森県八戸市諏訪３丁目１番18号　小野アパート１号室、前住所青森県八戸市城下１丁目25番８号　ドリームＫ－Ｆ号室
債務者　佐藤　英男
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３７６３号
大阪府門真市中町10番１号　七福荘23号
債務者　橋本　良夫
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８５２号
大阪府高槻市津之江町２丁目10番１号
債務者　野上　智子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９２２号
大阪府東大阪市西堤１丁目１―11　アリエッタ西堤102号、住民票上の住所大阪府門真市泉町１番32号　グランドヒル水橋108号
債務者　大倉　秀一
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４００６号
大阪府守口市大宮通４丁目７番９号
債務者　加藤　　恵
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３８号
大阪市中央区十二軒町３番18号
債務者　宮田　精一
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部